

十一條に規定する国立病院等の用に供されている土地又は建物を取得する場合における当該土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成十五年三月三十日までの」とあるのは「平成十八年三月三十日までの」と、「千分の九」とあるのは「千分の四」とする。

(酒税の特例に関する経過措置)

第一百一十五条 平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた酒税法第三条第四号に規定する合成清酒又は旧酒税法第四条第一項に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成十五年五月一日前に課した、又は課すべきであつた旧租税特別措置法第八十七条の四に規定する発泡酒に係る酒税については、なお従前の例による。

3 平成十五年四月一日前に課した、又は課すべきであつた新酒税法第三条第七号に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

(清酒等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第一百一十六条 平成十五年四月一日から同月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置

法第八十七条に規定する発泡酒に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第二十二条第一項第十号イ(1)」とあるのは「第八十七条の四第一項第一号」と、「及び次条」とあるのは「並びに次条及び第八十七条の四」とする。

(酒税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置)

第一百二十七条 第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第一百二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(たばこ税の特例に関する一般的経過措置)

第一百二十八条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第十二条の規定（租税特別措置法第八十八条の改正規定及び同法第八十八条の二の改正規定（「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分を除く。）に限る。）の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

(未納税移出等に係る経過措置)

第一百二十九条 平成十五年七月一日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が平成十五年七月一日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項又は第四項の税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第一百三十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて平成十五年七月一日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新租税特別措置法第八十八条第二項の税率とする。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
たばこ税法第十三条第一項	同法第十三条第七項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十一條第一項	同法第十一條第二項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十二條第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律 第十三條第三項	同法第十三條第五項において準用する関税定率法 第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第七条 (日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律第八条 (日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する

〔法律第四条において準用する場合を含む。〕

〔法律第四条において準用する場合を含む。〕

(手持品課税)

第一百三十一条 平成十五年七月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する製造たばこの本数（たばこ税法第十条の規定により、たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計本数とする。）が三万本以上であるときは、当該製造たばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率によりたばこ税を課する。

- 一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百十円
  - 二 たばこ税法附則第一条に規定する第一種の製造たばこ 千本につき百九十五円
- 2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ税法第二十七条第二項に規定する小売販売業者にあつては、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二

十二条第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。) ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、平成十五年七月三十一日までに、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 所持する製造たばこの区分(たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。) 及び区分ごとの数量
  - 二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額
  - 三 その他参考となるべき事項
- 3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第七条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらに規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成十六年一月五日までに、当該申告書に記載した同項第

二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき、国税通則法に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五条第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

- 6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、特定販売業者（たばこ税法第十一條第二項に規定する特定販売業者をいう。以下この項において同じ。）が、自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合又は自ら保税地域から引き取つた製造たばこで販売のため所持するものを保税地域に入れ、あらかじめ政令で定めるところにより税関長の承認を受けた場合において、当該特定販売業者が、政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものである」とにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした、又は廃棄の承認を受けた税關の税關長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条第一項の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該特定販売業者が納付した、若しく

は納付すべき又は徵收された、若しくは徵收されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、その者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徵收された、若しくは徵收されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課され

た、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこの製造者他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこの製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこをその移入した製造場から更に移出した場合

8 たばこ税法第二十六条（第一号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 第二項の規定による申告書の提出を怠つた者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税の特例の改正に伴う罰則に係る経過措置）

第一百三十二条 第十二条の規定の施行前にした行為及び附則第一百二十八条の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る第十二条の規定の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油税の特例に関する経過措置)

第一百三十三条 第十二条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった石油税については、なお従前の例による。

2 第十二条の規定の施行前に旧租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油税の免除を受けた原油、石油製品又はガス状炭化水素は、第十二条の規定の施行後に新租税特別措置法第九十条の四第一項の規定により石油石炭税の免除を受けたものとみなして、同条第五項の規定を適用する。

3 第十二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる石油税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十四条 第十三条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

に関する法律第二十六条の六第十一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十五条 第十四条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用し、第十一条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者が施行日から平成十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等については、同項中「第九条の三」とあるのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三」として、同項の

規定を適用する。

(政令への委任)

第一百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第一百三十七条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十一年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくはガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素若しくは石炭」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に、「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に改める。

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十八条 前条の規定の施行前に石油税を課せられた原油、石油製品又はガス状炭化水素が同条の規定の施行後に災害により亡失し、滅失し、又はその本来の用途に供することができない状態になつた場合に

は、当該原油、石油製品又はガス状炭化水素については、石油石炭税を課せられたものとみなして、同条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律第七条の規定を適用する。

#### (国税徵収法の一部改正)

第一百三十九条 国税徵収法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第十五条第一項第四号中「決定又は更正」を「更正又は決定」に、「決定通知書又は更正通知書」を「更正通知書又は決定通知書」に改める。

#### (国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十条 前条の規定（第二条第三号の改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正後の国税徵収法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徵収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

## (国税通則法の一部改正)

第一百四十二条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第六号ハ中「第七項」を「第六項」に改め、「所得の金額」の下に「又は連結所得（同法第二条第十八条号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額」を加え、「所得に係る還付金」を「所得又は連結所得に係る還付金」に改める。

第十五条第二項第三号中「法人税法第二条第十八条号の四（定義）に規定する」を削り、「同条第二十九号の二」を「法人税法第二条第二十九号の三（定義）」に改める。

第一百四十二条 国税通則法の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「石油税」を「石油石炭税」に改め、同条第六号ハを次のように改める。

ハ 次に掲げる金額（以下「純損失等の金額」という。）

- (1) 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所得に係る還付金の額の計算の基礎とができるもの

(2) 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間（同法第十五条の三第一項から第二項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）又はその連結事業年度（同法第十五条の二（連結事業年度の意義）に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）以前において生じたもの（同法第五十七条第二項若しくは第六項、第五十八条第二項又は第八十一条の九第二項（被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等）の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得（同法第二条第十八条号の四（定義）に規定する連結所得をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができます

の

(3) 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の十二（相続時精算課税に係る贈与税の特別控除）の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を二千五百万円から控除した残額

第二条第八号中「（昭和二十五年法律第七十三号）」を削る。

第十五条第二項第七号中「石油税」を「石油石炭税」に、「又はガス状炭化水素」を「ガス状炭化水素又は石炭」に改める。

第三十八条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「第六項又は第八項」を「又は第六項」に改める。

第四十六条第一項第一号イ中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十条第二項中「石油税法」を「石油石炭税法」に、「石油税」を「石油石炭税」に改める。

第六十五条第二項第一号中「法人税」の下に「相続税」を加え、同号ハを次のように改める。

八 相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第二十一条の八（在外財産に対する

る贈与税額の控除)、第二十一条の十五第三項及び第二十一条の十六第四項(相続時精算課税に係る贈与税相当額の控除)の規定による控除をされるべき金額

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十三条 前条の規定(第二条第三号、第十五条第二項第七号、第四十六条第一項第一号イ及び第六十条第二項の改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の国税通則法の規定は、前条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつた石油税については、なお従前の例による。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正)

第一百四十四条 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第十一条第二項中「千分の二百三十一」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十一」に改める。

第十二条第二項第一号中「千分の二百三十一」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分

の七百九十二」に改め、同項第二号中「千分の百十六」を「千分の百四」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同項第三号中「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の九百九」を「千分の九百二十三」に改める。

第十四条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改め、同条第二項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の百十六」を「千分の百四」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に、「千分の八百八十四」を「千分の八百九十六」に改め、同条第三項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の九十一」を「千分の七十七」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に、「千分の九百九」を「千分の九百二十三」に改める。

第十六条第三項及び第十七条第一項中「千分の二百三十二」を「千分の二百八」に、「千分の七百六十八」を「千分の七百九十二」に改める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十五条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十四号)の一部を次のように改正す

る。

附則第十七条第五項中「第三十七条の十三第七項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「含む。」において」を「含む。」又は同法第四十一条の十五第五項において」に改める。

(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十六条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第六項中「第三項まで」を「この項から第三項まで」に改め、同条第七項中「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

附則第四十二条第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第十一項」に改める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十七条 法人税法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

(法人税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百四十八条 前条の規定による改正後の法人税法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百四十九条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第七号)の一部を次のように改する。

附則第二十七条第三項から第六項までの規定中「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に改める。

附則第三十三条第五項中「とする」を「と、「千分の三」とあるのは「千分の一」とする」に改め、同条第八項中「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、「同項中」の下に「「日本鉄道建設公団」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、「を加える。